

# 〈結婚〉をめぐる抗争

——同性間パートナーシップの法的保護と可視化戦略の陥穽——

堀 江 有 里

## 論文要旨

近年、日本においても性的マイノリティの可視化が進み、とりわけ「家族」形成の権利として、同性間パートナーシップの法的保護が、アカデミズムや政策提言の場面において、主要なアジェンダのひとつに上がるようになってきた。それらの多くは、ヨーロッパや北米の言説や法制度に関する議論を中心に進められてきている。しかし、これらの議論の中心は、人権擁護の立場から法的保護を要求する方向性に重点を置いているものの、その弊害が十分に考慮されているとは言い難い状況にある。とりわけ、同性愛者の人権の観点から考察するとき、パートナーシップの法的保護のみを要求することへの批判も少なくはない。ここではすでに、パートナーシップのあり方や家族制度、それらを生み出す社会規範を根源的に問う実践や理論研究が蓄積されている。本稿はそれらの知見を導きとして、パートナーシップの法的保護という制度自体が生み出す差別の問題、そして同時に可視化戦略の陥穽を考察する。

## 一．問題の所在

近年、日本においても性的マイノリティの可視化は著しく進んできた<sup>①</sup>。また、性的マイノリティ当事者たちの地道な働きかけにより、国や地方自治体において法制度や政策のなかに性的指向や性自認にかかわる事柄が「人権課題」として盛りこまれることも多くなった<sup>②</sup>。これらの動向とともに、性的マイノリティが存在するという現実が、社会のなかで認知される状況が生み出されてきたともいえる。

本稿は、性的マイノリティの人権をめぐる昨今の動向から、とくに同性間パートナーシップの法的保護——「家族」を形成する権利——をめぐ

ぐる議論をとりあげ、そこで遂行されてきた戦略とその陥穽を考察する。

グローバルな社会にまなざしを向けると、デンマークで制定されたドメスティック・パートナーシップ制度（一九八九年）を皮切りに、一九九〇年代に突入して以降、ヨーロッパや北米、さらには南米やアフリカにおいて同性間パートナーシップを法的に保護する制度が策定されてきた。また、二〇〇〇年代に入ってから、婚姻とは別制度として生み出されてきたドメスティック・パートナーシップ制度のみならず、婚姻制度を同性間にも適用する動きも広がっている。とりわけ、同性間パートナーシップを保護する法制度がつくられてきた国や地域では、それぞれの背景は異なるもの、かつて同性間性行為や同性愛者の公的な場での人権活動が禁止されるなど、刑法で処罰規定が課せられてきた歴史があったところは少なくはない。アメリカ合衆国の例をみると、そのような処罰規定の撤廃を求め、同性愛者の人権保障が要求されるただなかで、同性間パートナーシップの法的保護が重要なテーマのひとつとして位置づけられてきた〔Chauncey, 2004=2006〕。

日本における同性間パートナーシップの法的保護をめぐる議論もヨーロッパや北米の動向が参照されることが多い。しかし、異なる社会的・文化的背景があるという点については十分に考慮されてきたとは言い難い。<sup>4</sup> 日本独自の社会的・文化的背景に着目しない傾向がみてとれるのは法的保護を求める人びとの主張のみではない。二〇一〇年代になってこれまでに以上に散見されるようになった同性愛（者）嫌悪を基盤とした反対論——同性間パートナーシップの法的保護は、異性愛の結合による既存の「家族」を脅かすものとして認識する立場——の主張においても、同様の傾向がある。この傾向性のなかで興味深いことは、法的保護を推進する立場にせよ、それに対して、そもそも同性同士がパートナーとして「家族」を形成することはふさわしくないとする立場にせよ、そこで議論されている「家族」なるものの特徴である。いずれも夫婦あるいはそれに準ずる一対一の関係性を基本ユニット——場合によっては子どもが付随——として指定するところに特徴がある。

いったい、「家族」とは何か。それは誰がどのように承認するものなのか。社会のなかで「正しい家族」とされるものは何か。あるいは「正しい家族」なるものとそうでないものを隔てる境界はどのようにして生み出されるのか——本稿では、このような問いを出発点として、議論を進めていくこととしたい。

本稿の構成は以下のとおりである。次節（第二節）では、本稿が主要な射程として設定する同性間パートナーシップの法的保護を求める理論的・実践的戦略とその背景について考察する。まずは、法的保護を求める根拠となる、当事者ニーズをみた上で、「戦略的同性婚要求」という立場について検討する。ここでは、性的マイノリティの可視化戦略として法的保護を求める動きが採用されてきた点に注目したい。可視化戦略は一定

の必要性が背景となり、生み出されてきた。というのも、同性間パートナーシップの法的保護のうち、同性間に婚姻関係を認めることを強く忌避する言説には、後述するように、かなり意図的な誤認が横たわっているからだ。しかし、反対論が提示する誤認を正そうとするあまり、可視化のための法的保護を求める戦略では取りこぼされてきた問題もある。本稿で取り上げるのは、①目的とされる法的保護自体がはらむ問題、そして②プロセスとしての可視化戦略自体がはらむ問題である。①の問題点を、つづく第三節にて、同性間パートナーシップの法的保護への批判に焦点をしばって考察する。さらに、第四節では、②の問題点を、マイノリティの規範によって構成される社会への包摂を求める振舞に着目しながら論じる。とくに、人権保障の一環として求められる社会への包摂をめざす振舞が、ふたたび、排除と抑圧を生み出してきたマイノリティの価値観を基盤とする社会規範を再生産してしまう危険性と、マイノリティの側がつねに抱え込まれるジレンマについて批判的に検討するこゝとしたい。

このような作業をとおして、本稿がめざすことはつぎのとおりである。性的マイノリティの可視化戦略として、同性間パートナーシップの法的保護が要求されるとき、マイノリティの形成する社会規範に沿うかたちでの「家族」のあり方が主張される。まさにそのプロセスにおいて起こりうる弊害を明らかにすることが本稿の目的である。同時に、その弊害は、性的マイノリティをめぐる課題のみにとどまらず、異性愛者——性的マジョリティ——のなかでも問題化されてきた性差別（女性差別）の課題とも通底していることをもあぶりだすこゝとしたい。

## 二. 日本における議論——同性間パートナーシップをめぐる

### (1) 「家族」を形成する権利——当事者のニーズから

日本における同性間パートナーシップの法的保護を求める動きは、一九九〇年代に議論が広がりはじめた<sup>5)</sup>。とりわけ、二〇〇〇年代に入ってから、同性愛者の権利要求の流れのなかでもっとも重要視されるテーマのひとつとなった<sup>6)</sup>。このような動きの背景にあるもっとも強い主張は、同性間パートナーシップを育む人びとが「法的家族」として認められない現状では、当事者が不利益を被るケースが実際に存在するという点である。そのため、不利益を生み出す制度——不平等な制度——を是正することが強く求められてきた。

日本で実施された実態調査としては「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」(二〇〇四年)<sup>7)</sup>がある。この調査にたず

さわり、結果を分析した藤井ひろみは、この調査で明らかになったこととして、「医療・看護・介護・福祉や相続などいざという時のための『医療・福祉資源』と、同性間パートナーシップに『経済的優遇』が求められている点を指摘する。前者は、一方が病気になったときの医療上の同意権、入院したときの看護面接権、遺産や共有財産の相続権、生命保険の受け取り、職場での介護休暇、家族向け公営住宅への入居権などが挙げられている。また、後者では、税金の扶養者控除、給料付属の家族手当、健康保険扶養者扱いなどが挙げられている〔有田ほか、二〇〇六〕<sup>8)</sup>。

異性間では婚姻関係を結ぶことにより、その当事者たちにこれらの「特権」の多くが付与される。しかし、日本においては、現行の婚姻制度では明確に「家族」の関係を定義する文言は存在しないものの、実際には異性間のみ限定されてきた。例示すれば、婚姻届には「夫」と「妻」の一对一の関係性で申請する様式が採用され、そこには性別も明記されている。また、身体的性別と性自認が一致しない人びとのうち「性同一性障害」当事者の一部に戸籍上の性別変更を可能とした「性同一性障害・特例法」は、申請の条件から婚姻関係にある人びとは除外されている。さらには、入国在留審査要領においては、家族滞在ビザが発給される「配偶者」の範囲から同性間パートナーシップを明示的に排除しているという事例も存在する〔谷口、二〇一三〕。これらの現実を踏まえると、同性間でパートナーシップを育む人びとには法制度への参入機会が与えられていないことがみてとれる。参入機会が阻害されているために、同性間でパートナーシップを育む人びとは婚姻制度による「特権」を獲得することもできないのが日本の現状である。

また、婚姻制度以外に、ドメスティック・パートナー制度など別系統の契約や登録制度を設置する国や地域も存在するが、これらも日本においては現行法では想定されておらず、異性間パートナーシップには婚姻に準ずるかたちで獲得されてきた「事実婚」の関係性に与えられる権利も同性間パートナーシップには現状では適用されてはいない。

ひとまずは、同性間パートナーシップの法的保護の問題を考える場合、上記のような状況——「特権」以前にさまざまな権利が付与されておらず、かつ同時に同性間パートナーシップを育む人びとの存在が無視され、結果的に排除されている現状——を踏まえておく必要がある。異性カップルであれば付与される可能性のあるものが、同性カップルであるがゆえに、その可能性から疎外される。このような現状から、同性間パートナーシップを育む人びとの当事者ニーズは立ち現れるのである<sup>10)</sup>。

まとめておこう。同性間パートナーシップを育む人びとが法的保護を受けることができないなか、当事者たちの不利益は横たわりつづけている。そして、そのために法的保護のニーズは確実に存在している。このような不利益の存在と当事者ニーズの現実から、同性間パートナーシップの

法的保護が、日本でも求められるようになってきたといえる。では、具体的にどのような戦略が主張されてきたのだろうか。次項にて、その一例をみていくこととしたい。

## (2) 「戦略的同性婚要求」という立場——可視化の戦略

不利益が存在し、当事者ニーズの現実があるなか、同性間パートナーシップの法的保護を求めていくためには、具体的な作業が必要となってくる。すなわち、課題の可視化が必要になってくる。プライベートな関係性を法的に保護することを公共の利益として俎上に載せるにあたり、採用されてきた主張のひとつに、性的指向を軸とした人権問題をめぐる可視化戦略の有効性がある。言い換えれば、同性間パートナーシップの法的保護を求める動きは、同性愛者の人権をめぐる「わかりやすい」アジェンダとして提示されてきた。同性愛者とは、性的指向が同性に向く者である、という定義を単純に図式化して採用すれば、同性愛者は同性間でパートナーシップを育む可能性をもつ存在である、ということになる。<sup>11</sup> このような単純に図式化された説明のなかで、マイノリティが社会的な認知を求めようとすれば、マジョリティが理解しやすいように戦略を提示していくことは有効であるとの理由から同性間パートナーシップの法的保護を求めるとの主張もある。

もちろん、現在、法制度が存在しないというのみが、このような有効性をめぐる主張を生み出しているわけでもない。昨今、性的マイノリティの存在が可視化すると同時に、明示的な同性愛(者)嫌悪(ホモフォビア/homophobia)の言動が広がってきているのも事実である。可視化戦略の有効性は、このような言動への対抗手段として提示されている側面もある。

ここで、戦略としての有効性に着目し、「戦略的同性婚要求」を論じる清水雄大の主張をみていくこととしよう。清水は、つぎの四点を理由に、戦略的に同性婚を要求すべきだとする。すなわち、①狭い意味での法的効果のみならず、婚姻という法的な「承認」の力を利用し、社会的認知を狙う点、②同性カップルの婚姻制度への参入によって、種々の問題を抱える婚姻制度そのものを内部から変容させる可能性にも期待する点、③保守派との妥協によって登録パートナーシップ制度などの他制度となってしまうとしても、それは果実として受け止めるしたたかさもあるはずであるという点、そして、④同性婚を絶対的なゴールとして措定したり、神聖視したりすべきではないという意味においても「戦略的」であるという点である〔清水雄、二〇〇八、一一二頁〕。

清水が強調するのは、同性婚に反対する人びとの主張への対抗言説として、反—同性愛(者)嫌悪の立場から同性婚を要求することを前面に

提示するという姿勢である。すなわち、先述したような当事者ニーズを充足することを目的とするのみではなく、同性間パートナーシップを育む人びとへの差別的言動への抵抗としても、「戦略的同性婚要求」という立場が有効である、とする。そこでは、反対論としてはつぎの七点が挙げられている〔清水雄、二〇〇八、九五頁〕。

- ① 婚姻とはそもそも「男女」による「生殖」を伴うものである
- ② 同性愛者が増加し、種の存続に危機が生じる
- ③ 子の福祉への悪影響がある
- ④ 法的保障など必要ない
- ⑤ 同性婚などの法的保障の前にやるべきことがあるのでは？
- ⑥ 同性婚以外の保障方法で十分である（または、その方が望ましい）
- ⑦ 婚姻制度を放棄すべき

この七点をつぎの二つの位相に分類しておきたい。(a) 同性愛(者) 嫌悪を基盤とした同性婚反対論①～③、(b) 同性愛(者) 嫌悪に抵抗する立場のなかにも採用される反対論④～⑦である。以下、(a)の反対論について概観しておく。<sup>12)</sup>

とくに合衆国において、同性愛(者) 嫌悪を基盤とした同性婚反対論の主張を中心的に担ってきたのは「家族の価値 (family value)」尊重派の言説である。かれらは、「父―母―子」という構成の家族を「伝統的家族」として尊重することをスローガンとして掲げる。かれらの主張する「伝統的家族」とは、男女のカップルを中心とする終身モノガミー制を意味する。すなわち、ひとりの男性とひとりの女性が「対」の関係を生涯継続することが「正しい」かたちとして認識されるものである。同性間に婚姻制度を適用することへの反対運動は、かれらが考えるところの「伝統的家族」を守ることを根拠として繰り広げられており、かれらにとって同性間パートナーシップを法的に保護することは「家族の崩壊」を意味するものであるとされる。これに対し、同性間パートナーシップの法的保護を求める人びとは「家族の多様性 (family diversity)」を強調し

つめた [Chauncey, 2004=2006]。

「家族の価値」尊重派が守ろうとする「正しい」婚姻とは何か。なぜ、同性カップルあるいはそのカップルが子どもをもつことは「家族」として認められないのか。これらの点について、かれらが「家族の崩壊」として描き出す根拠を具体的にみていくこととしよう。

まず、①婚姻とはそもそも「男女」による「生殖」を伴うものである、という主張について。清水雄大は、このような「異性性・生殖性こそ婚姻の本質」だとする点は、循環論法にすぎないと指摘する。この反論が構成する第一点目、異性性については、たとえば、「男女」という制限のほかに、歴史を鑑みると、国や地域によっては、たとえ異性同士であっても、婚姻関係に入ることのできない関係性が存在してきた。たとえば、異なる人種や異なる宗教に属する人びとのあいだでの婚姻が禁止されてきたケースである。この場合、「男女」という変数以外にも禁止項目があり、法律上も社会一般の意識の上でも変容してきたといえる。また第二点目である生殖性であるが、年齢や身体都合で生殖ができないことが明らかでないカップルの婚姻も有効とされてきた。たとえば、清水が例示するのは、死の直前になされる臨終婚や、「性同一性障害・特例法」に則って戸籍上の性別変更後に異性との婚姻を許容しているケースである。後者の場合、性別変更の条件に生殖能力を欠くことが要件として課されているので、生殖可能性は存在しない「清水雄、二〇〇八、九六―九七頁」。

何を婚姻の「本質」とするのか――家族社会学やフェミニズムが繰り返し検証してきたとおり、近代以後の婚姻の定義にはゆらぎが存在することを踏まえると、そこにはつねに遡及的に「本質」が措定され、それが前提としてあらたにつくりだされてきた様相をみてとることができる。<sup>13</sup>

つぎに、②同性愛者が増加し、種の存続に危機が生じる、という主張について。清水雄大は、この主張が二つの要素から構成されていることを指摘する。第一点目に同性愛者の増加が問題視されているという点である。そして、それと連動して、第二点目には、少子化を促進するとして問題視されている点である。この反論に対しては、「同性婚の法制化により、同性愛の後天的な要因を後押しするという懸念」が提示されているとまとめられ、それに対して「同性愛者が増えるという確証がないことも事実」であると指摘されている。そして「異性婚しか許されない現在でも同性愛者が存在するのと同様に、同性婚が許されようとも異性愛者は存在し続けることは確実」であると、きわめてシンプルな反論が提示されている「清水雄、二〇〇八、九八頁」。

清水雄大の考察を踏まえ、さらに考慮すべき点として以下を付け加えておきたい。たしかに、同性間パートナーシップの法的保護が認められることにより、潜在的に「異性と結婚しなければならない」という社会規範を前提に構築されてきた思考が相対化されることもありうるだろう。しかし、そこには二つの問題がみてとれる。第一点目には、同性愛者のみが同性間パートナーシップを育むというわけではないという点がある。

そして、第二点目に、異性婚の減少の可能性を「同性愛者の増加」という点のみに理由づけて問題化する点である。異性婚は、これまでもすでに、再三、指摘されてきたように、ジェンダー体制を維持する社会制度でもある。たとえば、女性の社会的・経済的自立が困難な社会において、男性との婚姻関係は、文字通り、女性が生きていくための手段となりうる。というのも、国や地域によって状況は異なるものの、労働市場自体が男性中心主義のなかで機能している社会では、婚姻関係の外側では、女性が生きていくことに困難が横たわってきたからだ。すなわち、女性が社会的・経済的に生き延びていくためには、その手段として、男性との婚姻が前提とされる<sup>14</sup>ことがある。その意味において、「家族の価値」尊重派が主張する同性婚への反対論が提示する「同性愛者」の概念のなかに、決定的に欠けているのは、ジェンダー非対称性への考慮であるともいえるだろう。すなわち、ジェンダー体制を維持する婚姻制度をみると、その社会的意味づけが、女性と男性では異なるにもかかわらず、この点については視点が欠如しているところに問題がある。

社会への影響という点で、「同性愛者の増加」という反論が掲げられるのであれば、清水雄大が指摘するとおり、その背景にあるのは、明確な同性愛（者）嫌悪の意識である。なぜ、このような意識が提示されるのかについては、後述することにしてしよう。

最後に、③子の福祉への悪影響がある、という主張について。このような反論は、とくに養子縁組や生殖補助技術を利用した子どもの出産・養育が顕著になってきた昨今、しばしば指摘されるようになってきた論点である。それに対し、清水雄大が提示するのは、合衆国での同性婚に関する訴訟では「育ての親が同性カップルであることないし同性愛者であることのみでは、子の福祉への『悪影響』はないということ」が明らかにされてきた、という点である〔清水雄、二〇〇八、九八頁〕。

子どもへの「悪影響」として指摘されてきたのは、つぎの三点である。すなわち、(a)同性カップルによって育てられた子は同性愛者になる可能性が高くなる、(b)同性カップルに養育されているということと社会的にいじめや差別を受ける、(c)「父性」や「母性」が欠如し、標準的な男／女の役割モデルや性自認を身につけるのに困難が生じる〔清水、二〇〇八、九九頁〕。

これらの「悪影響」を主張する論に対して、清水雄大は、つぎのように反論する。(a)は同性愛（者）嫌悪の現われにすぎず、(b)は「被害者を罰せよといった誤謬」にすぎない。むしろ、いじめや差別の「加害者こそ罰せられるべきである」、と。そして、(c)についてはつぎの点を指摘している。

それならば、シングル・ペアレントの家庭など、いわゆる標準家庭以外の家庭に育った子どもたちに、そのような「悪影響」が出ているというのであろうか。そして、ジェンダー／セクシュアリティ研究が指摘してきている通り、そもそもジェンダー役割の固定化そのものが問題なのである〔清水雄、二〇〇八、九九頁〕。

「家族の価値」尊重派が「伝統的家族」とまなざす形態は、「父ー母ー子」という構成であり、そこにはジェンダーによる役割の分担が想定されている。つまり、そこで排除されるのは同性カップルだけではない。まさにシングル・ペアレントのもとで子どもが養育される場合も「父ー母ー子」のユニットは構成されず、ステイグマが付与されることとなるのだ。

実際には、同性カップルに養育された子どもたちの成長において、どのような「悪影響」があり、その結果、どのような不利益が生じているのかを検証することは困難である。いや、不可能であると断言しても良いのかもしれない。というのも、子どもが育つ環境のなかには、親子関係のみならず、教育を含め、社会のなかでのさまざまな他者との関係性が存在するからだ。親子関係が子どもの成長に大きな影響を及ぼすとしても、それは人格形成のすべてを占めるわけではない。学校生活や社会生活など、親子関係以外の他者との相互行為が捨象され、存在しないかのように扱われることはあきらかに現実を誤認していると言わざるをえないだろう。

以上、おもな同性愛（者）嫌悪を基盤とした同性婚への反対論の言説とそれに対する反論をみてきた。清水雄大が丁寧に反論しているように、何度も根拠を示し、論駁されたとしても、反対論者たちは同様の主張を繰り返している点にも注意しておきたい。論駁されつつも、それに対する反論が提示されない露骨な同性愛（者）嫌悪を基盤とした主張は、これまで日本では公的な場面で明示されることは、決して多くはなかったものの、昨今、アカデミズムのなかでも散見されるようになってきた。<sup>15</sup>すでに論駁されているものを「根拠」として提示するような主張に対して、それらをあえて取り上げ、反論を試みることは意味のない作業のように思えるかもしれない。しかし、わたしたちの社会は、すでにマイノリティに対する根拠のない誹謗中傷がヘイト・スピーチとかたかたちで再生産されつづけていることを経験している。明らかに虚偽だとわかるようなことが、まことしやかな「事実」として拡散され、マイノリティの生存を損なう深刻な事態を上塗りしつづけている。そのなかで、ヘイト・スピーチは、たんなる言語行為にとどまらず、対象を貶めることよってマイノリティの社会生活を脅かすという実害を生み出す差別扇動行為であると

認識されてきた「師岡、二〇一三」。差別煽動行為を生み出す排外主義が横行するなか、性的マイノリティに対する差別も連動する問題として考えていく必要もあるのではないだろうか。

本稿ではそのような排外主義との連動可能性については詳細に踏み込むことはしない。しかし、明確な差別意識を基盤とした言動が生み出される時、同性愛（者）嫌悪への対抗手段はいかに構想されるべきなのだろうか。この地点に立ち止まり、もう少し検討していくこととしたい。先にもみたように、清水雄大は戦略的に同性婚を要求する立場を採用する。これが最良の方法なのだろうか。もしくは、そこで見落とされている点はないだろうか。もしあるとすれば、そのほかに方法を模索することはできないものだろうか。次節にて考察していくこととしたい。

### 三. 排除装置としての「婚姻」

#### (1) 同性婚批判——性規範への問い

いかにして、同性愛（者）嫌悪を基盤とした同性婚反対論への対抗手段は立てうるのか。前節でみてきた「戦略的同性婚要求」の立場は、現行の婚姻制度が抱える問題点を踏まえた上で、それでもなお、同性婚を要求するという戦略を採用するものであった。しかし、同じく同性愛（者）嫌悪を基盤とした同性婚反対論への対抗手段として、現行婚姻制度自体が抱える問題点をより重視した場合、異なる道筋が浮かび上がってくる。「戦略的同性婚要求」という立場が、婚姻の制度外に置かれることへの異論であるとすれば、制度自体に向きあうために想定される立場もある。そのひとつに、問題のある制度を同性間にも適用することを求めることで制度自体を補完してしまうのではないか、という問いから出発する批判的立場である。<sup>16</sup>つまり、同性間パートナーシップの法的保護をめぐる二つの立場は、同性愛（者）嫌悪を基盤とした同性婚反対論への対抗という目的を共有しつつも、制度に取り込まれることを志向するか、もしくは制度自体を根底から問うことを志向するか、という地点に分岐点がある。

以下、同性婚を含む同性間パートナーシップの法的保護を推進することによって生じる問題点をみていくこととしたい。<sup>17</sup>

同性間パートナーシップの法的保護を求める動きへの批判は、おもな論点を挙げると、つぎの三点である。すなわち、①モノガミーな関係性——「一対一」でつがうという関係性——のみに「特権」を与えることによって生み出される排他性、②カップル主義を称揚することでセクシュ

アリテイをめぐる創出される階層秩序、③異性間のみ限定された婚姻制度が創出し、維持してきた異性愛規範の再生産という観点から提示されてきた「堀江、二〇一〇b」。以下、それぞれの論点を概観しておく。

まず、①モノガミーな関係性のみ「特権」を与えることによって生み出される排他性について。同性間パートナーシップを保護する制度は、モノガミーな関係性とそれに付随する子どもとの関係性を保護することを目的として求められる。そのため、モノガミー以外の関係性およびその可能性を否定することによって、カップル主義という規範を再生産していく。さらには、そのモノガミーな関係性が終身にわたって継続することが奨励されることとなる。すなわち、長く継続するモノガミーな関係性を「あるべき」かたちとし、その規範が異性間のみならず同性間にももちこまれ、規範化されることになる。モノガミーな関係性が規範として再生産されることによって、それ以外の関係性——シングル生活や、複数の関係性としてのポリガミーな関係性など——に対する排他性が生み出される。

また、モノガミーの規範化の結果として創出される排他性は、②セクシュアリティをめぐる階層秩序をも生み出すこととなる。文化人類学者のゲイル・ルービンは、セクシュアリティをめぐる事柄が、ほかの人間の行動に関わる事柄と同様、つねに「人間行動の所産」であり、かつ「利害の対立や政治的な策略というようなもので溢れかえっている」とし、そのために「常に政治的」に機能すると述べる [Rubin, 1982=1997, pp. 94-95]。

どのような行動をとるか、どのような属性をもつかという自己選択は、つねに人種や民族、経済的階層や出自など、その人自身がつほかの要素と相互に影響を及ぼしあう利用可能な社会・経済的資源は変化する。それら、いくつもの要素が重層的に絡み合うことによって、セクシュアリティをめぐるヒエラルキー（階層秩序）が形成される。ルービンは、そのヒエラルキーという装置のなかで生み出される状況についてつぎのように述べる。

このヒエラルキーの中でその行動が高い位置にあるような人々には、メンタルヘルスの保証や尊厳、合法性、社会的および物理的移動、制度的支援、物質的な恩恵などが与えられている。序列のなかで性的行動あるいは仕事のランクが下がっていくにしたがって、それらの行動や仕事を行う人は精神病、不敬、犯罪、社会的および物理的移動の制限、制度的支援の喪失、経済的制裁に服従することになる [Rubin,

1982=1997, p. 106]。

ここでルービンは、ヒエラルキーの上方に位置しているものとして、「安定し、長期間続いているレズビアンやゲイのカップル」を例示する[Rubin, 1982=1997, p. 105]。反対に、不安定で、短期間で終焉を迎える関係や、シングル生活を営む人びとは劣位に置かれるということだ。異性間パートナーシップをめぐる状況においてすら、シングル生活を営む人びとへの偏見や社会的プレッシャーは、いわゆる「先進国」では減少傾向にあるとはいえ、依然として存在している。それと同様、同性間であっても、パートナーシップをもつことがシングル生活よりも優位に位置づけられるのである。

また、社会学者の風間孝も、同性婚に賛成・反対のいずれの立場を採用するかは明示していないものの、既存の婚姻制度の枠組に則った同性婚要求の立場が「婚姻関係・カップル関係を『善良』『正常』かつ『自然』とする性の価値観を肯定することになり得る」と指摘する[風間、二〇一一、八九頁]。そのため、モノガミーな関係性が社会規範として形成されている以上、それが「道徳的性倫理」として認識されるのであり、そこに参入しようとする際に「市民権の獲得が社会のメンバーとして受け入れられることを意味するならば、愛情や相互扶助といったこれまでの『家族』の中で称えられてきた道徳的な性倫理を採用する圧力につねにさらされていることも事実であろう」と述べる[風間、二〇一一、九一頁]。

風間が示唆していることは、たとえ、同性カップルが「家族」を形成する権利を法的に認められたとしても、そこにはあらたな問題が生じることである。というのも、「家族」を形成する権利が付与されないときには存在しえなかつた境界が引かれるからだ。ここでは「家族」の性倫理を機軸として、同性間パートナーシップを育む当事者たちのあいだに分断が生み出されていく様相が浮かび上がってくる。

さらに、③婚姻制度が創出し、維持してきた規範の問題について。そもそも婚姻制度は異性間のパートナーシップを保護するために構築されたものであり、その背景には異性愛主義という規範が存在しているという指摘もある。そこでは、異性間の関係のために設計された制度が同性間にも適用されることによって、機会の「平等」が生み出されるというよりは、むしろ、ひとつの「同化」政策として機能しうるものだとする解釈である。ここでいう「同化」政策とは、異性間パートナーシップの排他的でモノガミーな関係性を奨励するシステムに、同性間パートナーシップが組み込まれていくことが積極的に促進される結果を意味する。もちろん、そのような解釈に対しては、異性間に限定されていた婚姻制度が同性間にも適用される時点で、すでに当初の異性愛主義という規範は瓦解しているのだとする反論もある。しかし、理念として考える場合、わざわざ既存の婚姻制度に則る方向性ではなく、制度自体を解体し、個人単位での住民登録を思考することも可能なはずである。婚姻制度の同性間への適用の推進が、「正しい家族」を標榜する「家族の価値」尊重派の主張のような差別的言説を併発するものなのであれば、なおさら、既存

の婚姻制度への批判を検討することも必要になってくるのではないだろうか。この点については、さらに検討していく必要があるだろう。

おもな三つの論点を概観してきたが、これらを踏まえると、つぎのような点が浮かび上がってくる。同性間パートナーシップの法的保護への批判的見解は、同性間パートナーシップの保護を求めるという行為が、どのような背景をもち、また実際にどのような波及をもたらすのかを根源的に問うものでもあった。というのも、同性間パートナーシップに法的保護は、当事者間のみならず、性倫理を含めた規範を再生産する機能にも着目して批判を展開しているからである。パートナーシップというモノガミーの関係を法的に保護することによって、対象者は人権保障の対象として、社会に包摂される。しかし他方では、あらたな階層秩序が生み出され、排除や差別は横たわったまま、人権保障から外れる人びとが残存しつづける。この点をこそ問題化した点に、批判の大きな意義をみいだすことができるのではないだろうか。

しかし、根源的に問うたところで、同性愛(者)嫌悪を基盤とする言説は再生産されつづけている。次項では別の側面から、この再生産される差別意識へと切り込んでいくこととしたい。

## (2) 同性愛(者)嫌悪という背景——恐怖や不安の所在

同性間パートナーシップの法的保護を求める行為は、そもそも同性愛(者)嫌悪を基盤とした同性婚反対論への対抗言説として機能しうるのかという点について、もうひとつの側面をみておきたい。反対論が提示されてきたのは、そこに「婚姻」や「家族」をめぐる、あるべき姿——規範的な「家族」のあり方——が措定されてきたからであった。異性間の結合を前提とし、「父—母—子」というユニットを基礎単位として把握する、そのような「婚姻」や「家族」をめぐる規範が再生産される際に、援用される同性愛(者)嫌悪という差別意識は、いったい、どのように問題化されるのだろうか。その背景を探っておくこととしたい。

社会学者の河口和也は、同性愛(者)嫌悪が発動する背景について、つぎのように指摘する。

同性愛が生まれによって決まっているという確証があれば、同性愛者でない人たちは安心できる。しかし、そうした確証がないところでは、つねに自分が同性愛になってしまう不安を抱え込むことになる。ホモフォビア(引用者注——同性愛(者)嫌悪)が、単に偏見や差別意識だけではなく、その背景にこうした個人の不安や恐怖を潜ませたものであることは、すでに多くの論者が論じてきた〔河口、二〇一三、

河口が示唆するように、他者を排除する論理にみる境界は、じつに曖昧なものである。その境界線が引かれる恣意性は、隔てられた領域が完全に分離したものであるわけではなく、越境可能なものであるということ<sup>18</sup>を自覚するからこそ、生み出されるものでもある。前節でみた「家族の価値」尊重派の同性婚への反対論が、根拠を覆されても執拗に異性間の特定のかたちを「婚姻」の定義として遡及的に構築し、主張しつづける振舞は、この境界の「向こう側」——忌避すべき同性愛——へと自らの立場を置かないための防御策として解釈することもできる。プライベートな関係性としての「家族」を守ることができれば、他者がどのようなライフスタイルを育もうが、本来、懸念や不安、ましてや攻撃の対象にはならないはずである。しかし、他者のライフスタイルが自らのプライベートな領域を浸食するという「不安や恐怖」は、まさに「同性愛になっ

てしまう」可能性によって喚起される。それは、境界の曖昧さから創出される無意識の感情であるといえる。

では、なぜ、「同性愛になっしまう」ことが「不安や恐怖」を生み出すのだろうか。異性愛主義の社会のなかでは、同性愛が、「正常」と対比される「逸脱」カテゴリに振り分けられ、ステイグマが付与されるからであろう。差別されるという現実があるため、「不安や恐怖」という感情は生まれてくる。同性愛を「逸脱」カテゴリに置き、差別を生み出してきたプロセスについて、竹村和子は、異性愛主義（ヘテロセクシズム）<sup>19</sup>と性差別（セクシズム）が同じ根をもつものであることを「（ヘテロ）セクシズム」という概念を用いて明らかにした。竹村によると、「同性愛差別は、近代市民社会の性差別（セクシズム）を前提にして、さらに言えば性差別を促進する装置として、編成されたもの」である。そこで「規範として近代社会が再生産しつづけているのは、異性愛一般というよりも、ただ一つの『正しいセクシュアリティ』の規範」である。竹村のいう「正しいセクシュアリティ」とは、「終身的な単婚<sup>チカグミ</sup>を前提として、社会でヘゲモニーを得ている階級を再生産する家庭内のセクシュアリティ」である「竹村、二〇〇二、三七―三八頁」。そこには、次世代再生産と終身的な単婚という二つの特徴がみられる。これらの特徴から注意しておきたいことは、つぎの点である。竹村は、「正しいセクシュアリティ」という規範が、同性間パートナーシップを育む人びとのみならず、異性間であっても「次世代再生産をおこなわない・おこなえないカップル」が「不完全な形態」であるという認識や、婚外子差別や離婚・再婚の制限をもたらしていると述べている「竹村、二〇〇二、三八―三九頁」。

ここで先にみた「家族の価値」尊重派の主張を振り返りたい。かれらが述べる「伝統的家族」が、竹村がいうところの「正しいセクシュアリティ」

を「婚姻の本質」として把握しようとするものならば、ここでは、同性間パートナーシップの法的保護への忌避のみならず、異性愛のなかでも特定の人びとのライフスタイルのみが特権化されていることがみてとれる。すなわち、異性愛主義という社会規範は、性的マイノリティが置かれた状況のみならず、異性愛のなかでも「正しいセクシュアリティ」の枠組から外れた人びとに対して、ステイグマを付与するものであることが浮かび上がってくるのだ。

#### 四. 可視化戦略の陥穽

実際に、同性間パートナーシップを育む人びとが法的家族として認知されないことによる不利益は存在し、それがゆえに法的保護のニーズは存在する。生活実態の可視化も必要なことであろう。具体的な施策を求めることは、より良い生存可能性をより多くの人びとに認識させる方法でもある。そのために、可視化戦略としては有効なものもあるだろう。

しかし、前節でみてきたとおり、同性間パートナーシップの法的保護のみを求める動きは、異性間の婚姻に準ずる形態の家族を形成することによって、性倫理をめぐる規範を再生産するという、あらたな問題を生じさせてきた。また同時に、重層的に存在する生の諸相を、性的マイノリティの置かれた状況のみを取り上げてシングル・イシューとして思考することで生じる問題もある。あらたな問題として生じる性的マイノリティのあいだの分断に加えて、シングル・イシューのみに観点を集中することは、他の課題との架橋が困難になるといえる問題を生むこととなる。これらの重複する困難は、どのように克服されるのだろうか。とはいえ、このような大きな問いについての解を本稿で提示することは、筆者の手に余る課題でもある。以下、性的マイノリティの可視化戦略に焦点を絞り、そこで生じる陥穽について考察しておきたい。

性的マイノリティの可視化戦略のひとつとして遂行されてきた「家族」を形成する権利を求める行為は、国家に制度改善のための施策を求める行為でもある。このような行為は両義的な側面をもつ。一方では、性別二元論や異性愛主義の枠組のなかでのみ人間は存在しているわけではなく、そこから外れる性的マイノリティの人権保障を考えていくためにも可視化の必要性はある。しかし、他方では、マジョリティに対して存在の認知を求める際に、そもそも排除装置として働いている性別二元論や異性愛主義という規範を不問に付してしまう危険性が横たわっているのではないだろうか。

クイア理論およびフェミニズム理論の研究者である清水晶子は、とくに二〇〇〇年代以降、英語圏においても、また日本においても、性的マイノリティの運動のなかで前景化されたのは、「マジョリティの身体とははっきり区別されるマイノリティとしての安定した輪郭とアイデンティティを与え、それらの身体の差異や尊厳、場合によっては権利に注目する議論」であると述べる。そして、このような流れのなかで、つぎのような弊害が生じたことを指摘する〔清水晶、二〇一三a、二一七頁〕。

差異をもつマイノリティとしての特定の奇妙な身体を同定した上でそこに尊厳や権利を付与していく手続きは、マジョリティ／マイノリティの線引きもマジョリティの中心性も問はずことのない多様性の称揚という形でマイノリティを回収する多文化主義的な弊害をも、抱え込むことになった〔清水晶、二〇一三a、二一七―二一八頁〕。

文化的・社会的背景が異なる人びとの存在を認識し、ただそこに存在する差異を平板に羅列することによって多様性を称揚するという意味での多文化主義は、そもそも、マイノリティが排除される装置としてあったマジョリティの規範をそのまま放置しつづける。排除を生み出してきたマジョリティの規範は問われない。あくまでもマジョリティのもつ規範を支える秩序が維持されたままで、マイノリティがその社会に包摂されていく。そのような社会において、マジョリティの規範に乗らなければ、マイノリティの声は聞き入れられることはない。そのため、マイノリティにとっては、存在の可視化を求めるためには、自らを排除してきたマジョリティの規範を根源的に問うことはできないというジレンマのなかにおかれる。

同性間パートナーシップの法的保護を求める可視化戦略のプロセスにおいても、同様の現象がみられた。前節でみたように、実際には同性愛／異性愛のあいだは越境可能な曖昧な領域であるにもかかわらず、同性愛という「逸脱」カテゴリーに踏み込まないように、恣意的な境界が引かれ、「不安や恐怖」という感情が発動する。境界が曖昧であればあるほど、「不安や恐怖」の感情は大きくなり、より一層、境界は強調されなおしていく。同性愛（者）嫌悪の言説によって、それに対抗するためには、性的マイノリティの可視化戦略も、マイノリティという枠組を策定せざるをえず、その境界の恣意性を問いなおすよりも、境界はそのままに、マジョリティに包摂される傾向性をおびていくこととなる。

このようなマジョリティへの包摂を求める振舞いについて、もう少し考察しておこう。河口和也も、マイノリティの声がマジョリティに聞き入

れられるためには「自発的な規範への迎合」が必要とされることを指摘し、つぎのように述べる。

市民的な行動規範には、その場に適した行動様式が求められ、それに従って社会は常に自分自身を統制管理している主体を市民的な主体として認める。(…) 脱性化され、経済的な消費活動に貢献する人は「良い市民」として社会に迎え入れられる反面、(…) 市民的秩序を乱す人は「悪い市民」としてレッテルを貼られるか、あるいは市民カテゴリーの「外部」に放逐されることになるのだ〔河口、二〇一三、一六五頁〕。

可視化戦略は、まず、声がかねないことには、人権保障を求める出発点にすら到達できない。そこで要請されるのは、「その場に適した行動様式」である。すなわち、同性愛(者) 嫌悪を生み出す規範を問いなおすよりは、まずは規範に迎合し、「良い市民」として振る舞うことで出発点にたどり着くことが可能となる。

さらに河口が指摘するのは、「良い市民」と「悪い市民」には、明確な区分が存在するという点である。

ネオリベリズムの社会体制が、個人化を促進し、個人の「自由」と「責任」を追求することを特徴としていることに対応しているのではないだろうか。ただし、「自由」と「責任」に関してもすべての人に平等に与えられ、また課せられているわけではない。経済体制の維持にとって機能する個人には、権利としての「自由」が与えられるが、そうした経済体制に寄与しないとみなされてしまうものには、その権利は付与されないのである。ここでは、市民としての地位を得られるものと、その地位から除外されるものが選別されることになるのだ〔河口、二〇一三、一六六頁〕。

「良い市民」とは、マジョリティの規範に迎合することが要請されていることは、先にみた。しかし、「良い市民」として振る舞う人びとがすべて社会に包摂されていくわけではない。河口がここで示唆していることは、「良い市民」として振る舞おうとするとき、そこにはあらかじめ「選別」がなされているという現実である。つまり、経済体制の維持に寄与するか否かをめぐる「選別」である。

経済体制に寄与することで、権利としての「自由」を与えられていくプロセスは、人権保障や差別への抵抗という点を主眼に置いていた、かつての性的マイノリティによる社会運動の様相が大きく変化したことの象徴としてもとらえられる。たとえば、一九六〇年代から現在に至る合衆国における性的マイノリティの運動の変化について、政治学者でありクィア理論の研究者であるリサ・ドゥガンはつぎのような考察を行っている [Duggan, 2003, pp. XIII-XVII]。一九六〇年代から七〇年代にかけて、一部のレズビアン・ゲイ解放運動のなかでは、当初、反帝国主義なマニフェストやレイシズムのシステムについての分析がなされてきた。しかし、一九八〇年代以降、運動の資金調達や選挙政治へと、かれらの関心が変わり、おもに国家政策のなかでの包摂と保障を求めることに主眼を置きはじめるという傾向性を生み出していった。

ドゥガンが目指すのは、このような動きが、結果的に、合衆国の保守党の諸政策とネオリベラリズムの連携のなかに見事に位置づけられていくという点である。そこで行われているのは、プライベートの領域を重視し、かつ脱政治化された動きである。家族と消費活動とを重視し、排除や抑圧を生み出してきた異性愛規範（ヘテロノーマティヴィティ）への異議申し立てや抵抗というアジェンダは、そのなかで急速に縮減されて行く。このような状況に、ドゥガンは「新しいホモノーマティヴィティ」という名称を与えている。ヘテロノーマティヴィティとの関連で翻訳するとすれば「同性愛規範」とでも表現できる概念ではある。すなわち、異性愛規範への抵抗として生み出されてきた社会運動が衰退し、社会への包摂を求めて、あらたな可視化戦略として立ち現れたのが、ネオリベラルな政治・経済体制も含めて、マジヨリティの価値観を再生産し、強化する振舞いであるという皮肉な現象である。

本節では、性的マイノリティの可視化戦略に焦点を絞り、そこで生じる陥穽を描き出そうとしてきた。存在の可視化を求めるには、マジヨリティに届く声を発しなければならない。しかし、それは同時に、排除装置として働いている規範を不問に付してしまう危険性もある。可視化戦略が遂行される時、前者を強調するあまり、後者をとりこぼしてしまうところに陥穽がある。つまりは、規範自体を問題化しない限り、またあらたな排除はくり返されていくということでもある。

## 五. 結語——分断の架橋に向けて

本稿では、性的マイノリティの存在が可視化されてきた日本の状況をとらえ、とくに、同性間パートナーシップの法的保護をめぐる議論を事

例に考察してきた。同性愛(者)嫌悪を基盤とした言説が日本でも広がりつつあるなか、婚姻制度の同性間への適用をはじめ同性間パートナーシップの法的保護を求めることは、当事者ニーズの充足をめざす意味でも、人権に資する側面ももつだろう。とくに同性愛(者)嫌悪を基盤とした同性婚反対論が、くり返し語られるように、それに対抗していくために、あえて「戦略的同性婚要求」のような立場を採用するには有効性がある。しかし、同時に法的保護を求める行為自体が、マジョリティの規範に則らざるをえず、再生産することをもみてきた。ここで浮かび上がったことは、マイノリティに課せられたジレンマが存在するということである。法制度も、そしてそれを求める可視化のプロセスにおいても、当事者たちのあいだに境界が引かれ、分断が生み出されていく。しかし、その分断をなかつたことにするのはなく、マジョリティの価値観によって恣意的に引かれた境界を辿りつつ、抵抗の道筋を模索することも、また、規範を問うために必要な作業である。そこから、マイノリティが排除される様相が明らかになるからだ。

最後に、残された課題を述べておきたい。同性愛(者)嫌悪を基盤とする「家族の価値」尊重派の言説をも、本稿でみてきたが、かれらが同性婚に反対する理由づけとして引用する「伝統的家族」は、シングル・ペアレントなど、同性間パートナーシップ以外にもステイグマを付与するものであった。このような点からも、規範から外れた「家族」のあり方との共通項をさぐっていくこともひとつの課題である。また、〈結婚〉をめぐる抗争をテーマに性規範を検討していくためには、性的マイノリティのみならず、これまでも異性間パートナーシップを育む人びとのあいだで選択としての「非婚」という実践が行なわれてきたことを忘れてはならない。異性間パートナーシップを育みながら、婚姻制度で得ることのできる「特権」を放棄してきた抵抗の行為である。そのなかには、たとえば、性差別や婚外子差別の観点からの実践「善積、一九九七」や、外国人差別や天皇制への反対運動などにかかわるなかの実践「八幡、一九九六」が存在する。異性間には婚姻制度があり、その制度に則れば、具体的に税法などでの優遇措置をえることができる。しかし、あえてそれを拒否し、「優遇されない」というリスクを引き受けつつも最低限の権利を獲得しようとしてきた経緯も「非婚」の動きのなかにはある。

多くの「非婚」の取り組みは、異性愛主義という規範をも問う作業として行なわれてきたわけではなかったが、二〇〇〇年代に入り、婚姻制度のもつ異性愛主義をも含めて問題化されるかたちでつながりはじめたという経緯もある「本多、二〇〇四」。これらの点在する取り組みを考察するなかで、今後、複数の差別問題を架橋しつつ遂行される、社会規範への抵抗可能性を理論的・実証的に検討していくこととしたい。

## 〔付記〕

本稿執筆にあたっては、高田恭子先生（研究第4部嘱託研究員／大阪工業大学）より、共同研究会での報告時（二〇一四年九月六日）をはじめ、複数回にわたるとても丁寧なコメントや、随所で多大なお励ましをいただいた。心より感謝を申し上げます。同時に、ご指摘いただいたうち、残された課題については、引きつづき、別稿にて検討していきたい。

なお、本稿は日本学術振興会科学研究費助成金による基盤研究（B）「日本におけるクィア・スタディーズの構築」（課題番号・25283018）および基盤研究（C）「文化・社会運動研究における『アイデンティティの政治』の再文脈化」（課題番号・25511018）の研究成果の一部である。

## 〔注〕

（1）性的マイノリティの内実は多様である。その多様性にある程度の枠づけをおこなうため、昨今、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとったLGBTという用語が使用されることも多い。レズビアン・ゲイは性的指向（sexual orientation）／性意識が向く方向性）が同性に向く者、バイセクシュアルは両性に向く者と定義される。また、トランスジェンダーは身体的な性別と性自認が一致していない状態を指す。必要に応じて、性自認に合わせて身体を改造するための性別適合手術を行うことがある。日本では「性同一性障害」という医療名がマスメディアなどでも多用されることとなった。「性同一性障害」という言葉が人口に膾炙してきた点について、マジリティとは異なった存在を社会的に「受容」していくために「病氣＝イレギュラーな人たち」として認識する視点があることに注意しておきたい。そこで生じているのは、他者化というまなざしではないだろうか。

（2）より一般的には、マスメディアにおける「オネエ・キャラクター」の類出が、性の多様性を認識することに貢献しているという見方が存在する。しかし、いわゆる「オネエ・キャラクター」には、大きく分類すると、①男性同性愛者、②広義のM+Fトランスジェンダー（身体的に男性で女性としての性自認をもつ、あるいは女性として装う人びと）という二つのカテゴリが混在しているため、むしろ、性的マイノリティに対する理解や知識に混乱が生じているとする見方もある。言語学者のクレア・マリイはバラエティ番組における「オネエ・キャラクター」の位置づけについて批判的に考察し、そこに横たわっている同性愛（者）嫌悪（ホモフォビア）を明らかにしている（マリイ、二〇一三）。

（3）いくつか例示しておく。たとえば、法務省「人権週間啓発活動」には十七項目の課題のなかに「性的指向を理由とする差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」というスローガンが記載されている。京都の例では、性的マイノリティをめぐって記述の格差があることが特徴的である。京都市人権文化推進計画（改訂版）（二〇一〇年四月）には、「第2章 各重要課題について【その他の課題】のうち「1 現状と課題（性同一性障害及び性的指向）」としてつぎのように記載されている。「性同一性障害」は「認知はされつつあるが、まだまだ社会の理解は低いのが現状である。そのため、社会生活の様々な場面で偏見や差別にさらされ、当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく、社会参加が困難な状況に置かれている」。他方、同性愛者については「同性愛者への差別といった性的指向にかかる問題も生じている」と触れられているのみである。また、「新京都府人権教育・啓発推進計画」（二〇〇五年一月）では、「性同一性障害のある人は、公的な書類（戸籍、住民票・パスポート等）の性別が外見や生活上の性別と食い違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります」との現状認識が示され、「行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題」があることを指摘、そして当事者たちが「地域で安心して暮らしているような正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます」とされています。「その他の人権問題」の項目に「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題についても、この解消に向けた取組が必要となっています」と触れられているのみである。もちろん、これらの記述をみると、まったく言及されないよりは、存在の可視化という点で有効だという見方もあるだろう。京都府の例は「性同一性障害」当事者のうち、複数の条件を満たした場合に限り戸籍上の

性別変更を認める「性同一性障害・特例法」(二〇〇三年成立)にも言及しており、法的な位置づけが人権施策に影響を及ぼしているということがみてとれる。この特例法の問題点については「堀江、二〇一〇a、二〇一五」にて考察した。

(4) 考慮されてくるのが少なかつた最も大きな問題点として、婚姻制度が日本独自の戸籍制度を基盤としている点をあげておきたい。戸籍制度と差別の関連については「佐藤、一九八四、一九八八」、また「遠藤、二〇一三」などを参照のこと。

(5) 特筆すべきことをいくつか挙げておきたい。一九九〇年代には、レズビアンの人権運動にも従事してきた出雲まろろが、国籍の異なるレズビアン・カップルの日常生活戦略を記した『まな板のうえの恋』を出版(出雲、一九九三)。また、ゲイ男性(男性同性愛者)のライターとして活動する伏見憲明らがエッセイを含む論集「クイ・ア・スタディーズ編集委員会、一九九六、一九九七」を公刊し、欧米における同性間パートナーシップ制度の状況の紹介や日本における議論の喚起をめざした。さらに、一九九〇年代には点在していた話題が、二〇〇〇年代には集合的な議論として生み出されていくこととなった。質的にも量的にも問題関心が拡大していくなかで、社会学者の志田哲之は「ライフスタイルの模索の解答の一つが同性婚などの制度化なのだと考えられる」と述べている(志田、二〇〇九、一五〇頁)。二〇〇二年に「東京レズビアン&ゲイ・パレード」での人権フォーラムは「パートナーシップ制度」をテーマとして開催された。また、二〇〇四年には後述するように、全国初の「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」が実施され、同年、「同性パートナー」「赤杉ほか、二〇〇四」が出版されている。この出版と合わせて、このプロセスにおいて、東京実行委員会を中心に研究者たちのプロジェクトが立ち上がり、後の「特別配偶者(パートナーシップ)法全国ネットワーク」結成(二〇一〇年十二月)へとつながることとなった。同ネットワークは「同性同士が不安なく家族としての生活を営める社会の実現」を目的とした情報収集と発信を継続している。(6) 本稿では法制度における側面に焦点を当てる。法制度に関しては、異性間に限定されてきた婚姻制度を同性間にも適用する方法のほか、別制度型で同性間パートナーシップ関係を認容するために成立したパートナーシップ制度をもつ国や地域も存在する(ドメスティック・パートナーシップ制度やシビル・ユニオン制度など名称はさまざまである)。また、フランスの民事連帯契約(PACS)のように、同性または異性の成人二人による共同生活をめぐって締結される契約も存在する。制度設計の背景を考えると、本来、その差異を詳細に論じる必要があるが、本稿では紙幅の都合上、この点については踏み込まない。「婚」についての議論は、さしあたり、別掲の四類型に分類することができる(表1)。法制度のほか、社会的・文化的な側面も存在する。たとえば、現在の日本では、ウエディング関連のビジネス領域でも、同性婚は商品化されており、人びとの意識や社会における認識を分析するためには、社会的・文化的側面もあわせて検討していくことも必要であろう。この点については稿を改めて論じることとしたい。

表1 「婚」の4類型

(1) 婚姻	① 国家による承認 (a) … 婚姻制度
(2) 結婚	② 国家による承認 (b) … パートナーシップ制度 ③ 社会的・文化的承認 (a) … 他者への公表/伝達 (披露宴など) ④ 社会的・文化的承認 (b) … 儀式 (結婚式など)・宗教的要素

(7) 「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」有志のプロジェクトによる調査(二〇〇四年二月二十八日〜五月一日)。調査方法は質問用紙二〇〇枚が配布されたほか、インターネット上での回答も受け付けられた。回答総数は六九七件(うちインターネット回答四五三件、調査用紙回答二四四件)である(有田ほか、

二〇六」。

(8) この調査で明らかになったのもつともニーズの高い医療機関での対応について、片山知哉は、日本の場合には「現行法上も医療判断について血縁家族が代理同意できるという根拠は法制度上存在しない」にもかかわらず、「現在医療機関では、今でも本人以外に家族に同意を求める『慣習』が根強い」と述べる[片山、二〇〇七]。すなわち、日本においては「法的家族」ではなくとも権利要求を行うことができる可能性が示唆されていることにも注意しておきたい。

(9) 婚姻関係をはじめ法的位置づけには、特権は義務とセットで措定されることに注意しておきたい。とりわけ本稿では、現行では異性間に限定される婚姻制度には、その側面のひとつについて後述するように、さまざまな批判がなされているため、これが特権 (privilege) として描出されるのみでは問題であると考へ、留保の上、「特権」と括弧付きで表記する。

(10) ただ、このような当事者ニーズは、すでに異性間には付与されている婚姻制度という「特権」が参照枠組としてあるなかで構成されるものでもある。この点については「堀江、二〇一〇b」で批判的に検討した。

(11) 実際には、同性愛者のうちでもシングル生活を送る人びとも存在するし、また同性愛者という属性を自認しない人びとのなかでも同性とのパートナーシップを育む人びとも存在する。たとえば、「同性愛者」という名付けを引き受けない人びとや、バイセクシュアルなどである。このような点を省みると、同性愛者の人権のアジェンダとして、同性間パートナーシップの法的保護のみが重視されることの問題点が浮かび上がってくる。

(12) 反一同性愛 (者) 嫌悪の立場からの同性婚批判については、次節 (第三節) において考察する。

(13) また、清水雄大が指摘するように、合衆国において同性婚が現実には許容される流れのなかで成立した「婚姻防衛法 (DOMA: Defense of Marriage Act) (一九九六年)」は、婚姻が適及的に定義されるという点を示す意味でも非常に示唆的である。婚姻は各州の権限であるにもかかわらず、連邦政府で「婚姻は一人の男性と一人の女性によって成立する」という同法が定められ、これと連動して、同性婚の禁止を明文化する州憲法が生み出された経緯がある[清水雄、二〇〇八、九七頁]。

(14) 社会学者の千田有紀は、ジェンダー役割を固定化する「家族」のあり方を市場や制度が支えてきたことを指摘する。市場システムは家族システムを必要とする。労働によって賃金を得る市場のシステムは、その労働力を再生産し、補完するシステムを (異性愛の) 「家族」に求める。家事労働を女性に担わせるだけではなく、女性が「家事労働を担う責任者」と位置づけられているために、「市場での賃金が低く抑えられている傾向がある」。また、主要な稼ぎ手を「家族」のなかで男性としているために、「結婚」している女性たちの労働が制度を裏づけとして制限されてきたことを指摘する。とくに一九八〇年代に進められた専業主婦の優遇策がある[千田、二〇一、四三―四四頁]。いわゆる「一〇三万円の壁」と呼ばれてきたものを指す。このように、賃金労働をしようとしても、女性たちの前には、労働市場へと参入する機会にしても、実際に参入した後の雇用状況にしても壁が立ちふさがっているのであり、それを制度が支えて来たという現実がある。そのなかで、家計補助的な賃金労働しか想定されていない女性たちが、経済的に自立していこうとしても困難は横たわっている。このような状況は、女性全般に降りかかってくるため、当人がパートナーシップを同性と育もうと異性と育もうと、またシングルで生きようと、共通する課題である。

(15) ここでは詳細に踏み込まないが、論拠の不明瞭な、かつ、露骨な同性愛 (者) 嫌悪を基盤とする同性婚反対論のひとつとして、池谷和子の論考を挙げるができる。池谷は、合衆国における同性婚の承認を危惧する一人である。池谷が主張するのは、婚姻が「生まれてくる子供の福祉、実の親との安定した親子関係を保護すること」を第一の目的とする「池谷、二〇一三、二〇三頁」。そのほか、子どもへの「悪影響」があると主張している。たとえば、同性婚の承認を「同性カップルも異性カップルと法的にも事実上も同等に取り扱うべきことを強制されることを意味する」とし、「『そうなれば、父親と母親の揃った子育てこそが子供の発育に最善である』という自明の事実さえ公言することも難しくなる」ということや、「本来の子育ての理想である『血の繋がった両親による子育ての重要性』を覆い隠してしまう」などという言及もみられる[池谷、二〇一三、二〇五頁]。しかし、同性婚を承認することが、異性間の婚姻を否定することになるといって根拠はまったく述べられておらず、

論理の飛躍がある。また同時に、池谷のこのような主張は、シングル・ペアレントや、親のいない子どもたち、子どもの出来ない夫婦をも棄却しうる論であることに注意しておきたい。まさにこれまでみてきた論と同じく、同性愛（者）嫌悪を基盤としたパラノイアの発想が提示されている。このような論考が法学系の学術雑誌に掲載されている事実は容易に看過すべきではないだろう。

(16) 筆者は以前にこの立場を「反婚」として検討した「堀江、二〇一〇」。「反婚」とは、後述する異性間パートナーシップを育む人びとの抵抗行為としての「非婚」に、異性愛主義をも問題化する概念として使用するものである。

(17) 本来、婚姻制度とドメスティック・パートナーシップ制度などの婚姻以外の制度は法制度上も社会的意味付けも異なるために、注(6)で述べたように、論じ分けていく必要がある。本稿では、後述するようにモノガミーなパートナーシップを社会におけるユニットとして措定するというあり方自体を問う立場を採用するため、ここではその差異についてはひとまずは考慮せずに進めていくこととする。

(18) このような性的指向の越境可能性についても、ジェンダーによる差異が存在する。女性異性愛者たちのレズビアンへの越境をめぐるのは「堀江、二〇一〇c」にて考察した。

(19) 竹村和子は、異性愛主義を「異性愛を唯一の合法的な愛の形態として、それを強制する異性愛中心的な考え方」として定義する「竹村、二〇〇二、三〇九頁（註2）」。「ここでは異性愛主義と、「異性愛」（ヘテロセクシュアリティ）との区別も明示されている。筆者は、異性愛主義を排外的な社会規範のひとつとして、また異性愛を多様なライフスタイルのひとつとして認識していることを付け加えておきたい。

## 〔文献〕

赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著、二〇〇四、『同性パートナー——同性婚・DP法を知るために』社会批評社。

有田啓子・藤井ひろみ・堀江有里、二〇〇六、「交渉・妥協・共存する『ニーズ』——同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズから」日本女性学研究会『女性学年報』第二十七号、四—二八頁。

Chauncey, George, 2004, *Why Marriage?: The History Shaping Today's Debate Over Gay Equality*, New York: Basic Books. (二〇〇六、上杉富之・村上隆則訳『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店)

Duggan, Lisa, 2003, *The Twilight of Equality?: Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy*, New York: Beacon Press.

遠藤正敬、二〇一三、『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』明石書店。

Epstein, Steven, [1987] 1992, "Gay Politics, Ethnic Identity: The Limits of Social Constructionism", Edward Stein (ed.), *Forms of Desire: Sexual Orientation and the Social Constructionist Controversy*, New York and London: Routledge, pp. 239-293.

Fraser, Nancy, 1998, "Social Justice in the Age of Identity Politics: Redistribution, Recognition and Participation", Nancy Fraser and Axel Honneth, (eds.), *Redistribution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange*, London and New York: Verso, pp. 7-109.

本多香織、二〇〇四、『結婚も、結婚式も、ほんとうに必要なのか』『福音と世界』第五九卷・第二号、一六一—一三三頁。

堀江有里、二〇一〇a、「性的少数者の身体と国家の承認——『性同一性障害』特例法』をめぐる』日本解放社会学会『解放社会学研究』第二二号、四二—六一頁。

——、二〇一〇b、「同性間の〈婚姻〉に関する批判的考察——日本の社会制度の文脈から」立命館大学社会システム研究所紀要『社会システム研究』第二二号、三七—五七頁。

- 二〇一〇c、「性の自己決定と(生)の所在——性的指向の(越境)をめぐる」仲正昌樹編『自由と自律』御茶の水書房、二一九―二四四頁。
- 二〇一、『反婚』思想/実践の可能性——〈断絶〉の時代に(つながらり)を求めて』クイア学会『論叢クイア』第四号、五〇―六五頁。
- 二〇一五(近刊)、『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版。
- 池谷和子、二〇一三、『アメリカにおける同性婚の合法化傾向とその問題点』『東洋法学』第五六巻・第三号、二〇一―二〇六頁。
- 出雲まろ、一九九三、『まな板のうえの恋』宝島社。
- 釜野さおり、二〇〇九、『性愛の多様性と家族の多様性——レズビアン家族・ゲイ家族』牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社、一四八―一七七頁。
- 片山知哉、二〇〇七、『問題なのは『家族の定義』か?——厚生労働省の終末期医療ガイドラインへのゲイ・レズビアンの反応を読む』、立命館大学大学院先端総合学術研究科院生論集『Birth——Body and Society』二七・四五頁。
- 河口和也、二〇一三、『ネオリベリズム体制とクイアの主体——可視化に伴う矛盾』『広島修大論集』第五四巻・第一号、一五一―一六九頁。
- 風間孝、二〇一、『セクシュアリティと人権』市野川容孝編『人権論の再定位——人権の再問』法律文化社、七四―九二頁。
- 李瑛鈴、二〇〇四、『法律で守られる』関係の限界について——『法律』ではなく『人々』の自由な有り様が必要だ』赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著『同性パートナー——同性婚・DP法を知るために』社会批評社、一一二―一二四頁。
- マリイ、クレア、二〇一三、『おネエ(と)ば』論』青土社。
- 師岡康子、二〇一三、『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書。
- 永易至文、二〇〇九、『同性パートナー生活読本——同居・税金・保険から介護・死別・相続まで』緑風出版。
- クイア・スタディーズ 96 編集委員・編、一九九六、『クイア・スタディーズ 96』七つ森書館。
- クイア・スタディーズ 97 編集委員・編、一九九七、『クイア・スタディーズ 97』七つ森書館。
- Rubin, Gayle, 1982, "Thinking Sex Notes for a Radical Theory of the Politics of Sexuality", Carole S. Vance (ed.), *Pleasure and Danger: Exploring Female Sexuality*, New York: Routledge. (一九九七、河口和也訳「性を考える——セクシュアリティの政治に関するラディカルな理論のための覚書」『現代思想』第二五巻・第六号、九四―一四二頁)。
- 佐藤文明、一九八四、『戸籍がつくる差別——女性・民族・部落、そして「私生児」差別を知っていますか』現代書館。
- 一九八八、『戸籍うらがえし史考——戸籍・外登制度の歴史と天皇制支配の差別構造』明石書店。
- 千田有紀、二〇一、『日本型近代家族——どこから来てどこへ行くのか』勁草書房。
- 志田哲之、二〇〇九、『同性婚批判』志田哲之・関修編『挑発するセクシュアリティ』新泉社、一三三―一六七頁。
- 清水晶子、二〇一三a、『奇妙な身体/奇妙な読み——クイア・スタディーズの現在』『現代思想』第四一巻・第一号、二一六―二一九頁。
- 二〇一三b、『ちゃんと正しい方向にむかつてる』——クイア・ポリティクスの現在』三浦玲一・早坂静編著『ジェンダーと「自由」——理論、リベラリズム、クイア』彩流社、三二二―三三二頁。
- 清水雄大、二〇〇八、『同性婚反対論への反駁の試み——『戦略的同性婚要求』の立場から』国際基督教大学ジェンダー研究センター『Gender & Sexuality』第三号、九五―一二〇頁。

- 竹村和子、二〇〇二、『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店。  
——、『二〇〇一』二〇一三、『資本主義社会はもはや異性愛主義を必要としていない』のか——「同一性の原理」をめぐるバトラーとフレイザーが言わなかったこと』『境界を攪乱する——性・生・暴力』岩波書店、三―四四頁。
- 谷口洋幸、二〇一三、『同性間パートナーシップと法制度』『SYNODOS』(<http://synodos.jp/society/3465>, accessed on 14 Dec. 2014)。
- 八幡明彦、一九九六、『戸籍制度と在日朝鮮人』戸籍と天皇制研究会編『戸籍解体講座』社会評論社、四三―七〇頁。
- 善積京子、一九九七、『近代家族』を超える——非法律婚カップルの声』青木書店。